

「指定居宅サービス」重要事項説明書

令和7年3月1日 改定

当事業所は介護保険の指定を受けています
訪問介護 (熊本県指定第4370203434号)

当事業所はご契約者に対して、訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

1 事業者

- (1) 会社名 合同会社 如 月
- (2) 会社所在地 熊本県八代市鏡町有佐 230 番地 1
- (3) 代表者氏名 代表社員 片山 渉
- (4) 設立年月日 平成 27 年 2 月 25 日

2 事業所の概要

- (1) 事業の種類
指定訪問介護事業所 令和7年 3月 1日 指定熊本県 4370203434

(2) 事業の目的

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、訪問介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 ふれあいホームヘルパーステーション
- (4) 施設の所在地 熊本県八代市敷川内町 2239-3
- (5) 電話番号 (0965) - 31-1232
- (6) 事業所長（管理者） 野元 真

(7) 当事業所の運営方針

- ・事業所の職員は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活に必要な世話及び機能訓練を行う。
- ・事業の運営にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保険、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 事故発生時の対応方法について

- ・利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- ・利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(9) 開設（サービス開始）年月日

訪問介護 令和7年3月1日

(10) 通常の実施地域

八代市

(11) 営業日及び営業時間

営 業 日	年 中 無 休
受 付 時 間	7:00～18:00
サービス提供時間	24時間

3 職員の配置状況

○訪問介護

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務内容
1 管 理 者	1名	名	1名	1名	職員の管理及び 業務管理
2 サービス提供責任者	2名	名	1.5名	1名	訪問介護計画の作成及び訪 問介護
3 訪 問 介 護 員	名	17名	5.2名	2.5名	指定訪問介護の提供
(1) 介 護 福 祉 士	名	11名	1.8名	名	
(2) 初 任 者 研 修	名	6名	1.3名	名	
(3) 実 務 者 研 修	名	1名	0名	名	
4 事務職員	1名	名	0.5名	名	

4 等事業所が提供するサービス利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○訪問介護サービス

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険より給付されます。

《サービスの概要》

- 身体介護 入浴・排泄・食事等の介護を行います。
- 生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物など日常生活上の援助を行います。

① 身体介護

- ・入浴介助 入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などを行います。